

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第1項 災害復旧事業計画

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

第1項 災害復旧事業計画

《 基本方針 》

災害復旧対策計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 公立文教施設災害復旧事業
- (6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 医療施設災害復旧事業
- (8) 公営企業災害復旧事業
- (9) 公用財産災害復旧事業
- (10) ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業

市は、関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、指定地方行政機関、県、指定（地方）公共機関等は、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ的確な復旧事業を施工し、さらに復旧事業にあわせて施設の新設改良等を検討する。

2. 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設、治山施設その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施工する。
- (2) 事業主体は原則として市、土地改良区、農業協同組合、森林組合等であり、必要に応じ復旧

事業の推進について技術的指導を受ける。

- (3) 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工するよう要請する。

3. 都市施設災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (2) 復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

4. 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき、迅速かつ的確な公営住宅や共同施設の建設または補修を進める。

5. 公共文教施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ的確な復旧を促進する。
- (2) 再度の災害防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化防災施設の設置を策定する。

6. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

7. 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速かつ的確な復旧計画により早期復旧を推進する。

8. 公営企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を推進する。

9. 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

10. ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

《 基本方針 》

法律または予算の範囲内において、国及び県が全部または一部を負担、補助して行われる災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）に基づく事業は、次のとおりである。

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 （昭和 26 年法律第 97 号）	河川、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、下水道の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 （昭和 28 年法律第 247 号） 官庁建物等災害復旧費実地調査要領	公立学校施設の復旧
公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施工される土地区画整理事業
伝染病予防法	伝染病予防事業、伝染病院等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧

1. 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要である。

（1） 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議にはかった上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議にはかった上で、閣議を経て政令が公布、施行される。

(2) 激甚災害に関する調査報告

市は、当該市の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

(3) 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことにかんがみ、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

2. 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公共土木施設災害復旧事業 (昭和 26 年法律第 97 号)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
イ. 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第 1 条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が 3 分の 2 未満のもの（道路、砂防を除く）。
ウ. 堆積土砂排除事業	<p>a. 公共施設の区域内の排除事業</p> <p>激甚災害に伴ない発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。）</p> <p>b. 公共施設区域外の排除事業</p> <p>激甚災害に伴ない発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業</p>
エ. 湛水排除事業	激甚災害の発生に伴ない浸水した地域で浸水状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。

(2) 文教施設災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
7. 公立学校施設災害復旧事業 (昭和28年法律第247号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(3) 住宅災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
7. 公営住宅災害復旧事業 (昭和26年法律第193号)	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業
4. 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚法第22条)	a. 市の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上または市の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合 b. 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

(4) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
7. 生活保護施設災害復旧事業 (昭和25年法律第144号)	生活保護法第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。
4. 児童福祉施設復旧事業 (昭和22年法律第164号)	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。
9. 老人福祉施設災害復旧事業 (昭和38年133号)	老人福祉施設法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
エ. 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (昭和24年法律第283号)	身体障害者福祉法第27条第2項または第3項の規定により県または市が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業。
オ. 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業 (昭和35年法律第37号)	知的障害者福祉法第19条の規定により県または市が設置した知的障害者更生施設または知的障害者授産施設の災害復旧事業。
カ. 婦人保護施設災害復旧事業 (昭和31年法律第118号)	売春防止法第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村または社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む）の災害復旧事業。

(5) 感染症医療機関災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
7. 感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。

(6) 医療施設災害復旧事業計画

1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
7. 感染症予防事業 (平成10年法律第114号)	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による市の支払に係る感染症予防事業。

3. 農林水産施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設またはこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。
- (2) 受益者負担が生ずる事業についての地元調査を速やかに行う。
- (3) 復旧事業等に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (激甚法第5条)	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴ない超過累進率により嵩上げを行い措置する。
イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (激甚法第6条)	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、10分の3（事業費の政令で定める額に相当する部分は10分の5）に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
ウ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。	<p>a. 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。</p> <p>b. 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。</p>
エ. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
オ. 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助 (激甚法第10条)	激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林経済産業大臣が告示した場所

4. 企業災害復旧事業計画

- (1) 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
 (2) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
7. 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例（激甚法第 12 条）	a. 激甚災害につき救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 b. 災害関係保証の保険についてのてん補率は 100 分の 80 c. 保証料率を引き下げる。
4. 中小企業近代化資金等助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第 13 条）	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の全部または一部の償還を免除することがある。
7. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の 3 分の 2 を補助することができる。
5. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	激甚災害を受けた者に対して商工組合中央金庫の再建資金を貸し付ける。また、閣議決定により、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。

5. その他

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
ウ. 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（激甚法第24条、第25条第1項）	激甚災害のための伝染病予防に関して行った支払いについては、同法第24条または第25条第1項の規定を適用する。
エ. 母子福祉資金に関する国の貸付特例	国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れられた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。
オ. 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）	次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。 a. 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は3分の2である。
カ. 災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	a. 激甚災害により滅失した住宅に、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、第2種公営住宅を建設する場合 b. 補助率の引き上げ 3分の2⇒4分の3 c. 補助対象戸数 滅失戸数の3割⇒5割
キ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	a. 小災害復旧債---公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債 b. 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

第2節 民生安定計画

- | | |
|-----|--------------|
| 第1項 | 災害相談窓口 |
| 第2項 | 雇用機会の確保 |
| 第3項 | 義援金品の受付及び配分 |
| 第4項 | 郵政事業の特例措置 |
| 第5項 | 租税の徴収猶予及び減免等 |
| 第6項 | 災害弔慰金の支給等 |
| 第7項 | 罹災証明の発行 |
| 第8項 | 住宅の確保 |

《 基本方針 》

災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

第1項 災害相談窓口

1. 災害相談窓口

大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

また、災害相談窓口は市災对本部の各班により編成され、行方不明の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

(1) 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

機関名	措置事項
市	1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。 2) 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では、当該市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。

第2項 雇用機会の確保

《 基本方針 》

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう、罹災者に対する職業のあっせんを行い生活の確保を図る。

1. 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

- (1) 公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業をあっせんする。
- (2) 被災事業所の雇用維持及び被災者の職業あっせんについて、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を立てる。

第3項 義援金品の受付及び配分

1. 義援金品の受付及び配分

一般住民及び他市町村民から、罹災者にあて寄託された義援金品の配分は、次により行う。

- (1) 義援金品の受付
義援金品が寄付された場合には受付の帳簿を備え付ける。
- (2) 義援金品の配分及び輸送
 - 1) 知事または日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、罹災者に配分する。
 - 2) 市
義援金品の配分は、次の基準により副市長を委員長とする義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないこ

とができる。

7. 配分基準（配分比）

a. 義援金（※ 半壊半焼世帯を1とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	2
半壊半焼世帯	1

b. 義援品（床上浸水世帯を1とする。）

全壊全焼流失世帯	3
半壊半焼世帯	2
床上浸水地帯	1

イ. 配分の方法

財政班が対象者等へ輸送する。

(3) 義援金保管場所

市は義援金の保管場所についてあらかじめ計画を決めておくものとする。

第4項 郵政事業の特例措置

1. 郵政事業の特例措置

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市内の各郵便局において郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、集配郵便局長は、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便局長は、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(4) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、郵便局長は、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長の指示等に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

第5項 租税の徴収猶予及び減免等

1. 租税の徴収猶予減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

(1) 市税の減免の措置

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。

イ その他の場合、申請書を市長に提出するものとする。

2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付または納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条）なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

3) 市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

ア 死亡した場合

イ 障害者となった場合

ウ 災害による農作物の減収損失の所得税

エ 災害を受け作付不能または使用不能となった農地または宅地の固定資産税

オ 災害を受けた償却資産の固定資産税

(2) 国民健康保険税の減免の措置

当該納税者（世帯主）の申請によって国民健康保険税を減免することができる。

当該年度において災害その他特別の事情によって、生活が著しく困難となり当該年度内にその回復の見込みがないものの国民健康保険税の減免

2. 国の減免措置

(1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出その他書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長

(2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予

(3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予

1) 納期限未到来の場合の徴収猶予

2) 通常の場合の徴収猶予

3) 災害減免法に基づく徴収猶予等

3. 県税の減免等の措置

(1) 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、被災した納税義務者又は特別徴収義務者が期限内に県税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないと認めるときは、次の方法によ罹災害がおさまった日から、2か月以内において当期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。

イ その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(2) 被災者に対する県税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者が県税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 被災者に対する県税の減免

1) 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。

3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

4) 軽油引取税

災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

5) 産業廃棄物税

災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。

第6項 災害弔慰金の支給等

1. 災害弔慰金等の支給

(1) 市は条例の定めるところによ罹災害弔慰金、災害見舞金を支給するものとする。

《金融措置の種類等》

区分	援助・助成措置	担当窓口	備考
支給	ア. 災害弔慰金	市生活福祉課	
支給	イ. 災害障害見舞金	市生活福祉課	
支給	ウ. 被災者生活再建支援金	市生活福祉課	
貸付	エ. 災害援護資金	市生活福祉課	
貸付	オ. 生活福祉資金	市社会福祉協議会	
貸付	カ. 母子寡婦福祉金	保健福祉環境事務所	
貸付	キ. 金融機関等の融資	指定された金融機関等	

(2) 市の措置【資料編 *1 参照】

- 市は、「筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年昭和49年7月19日条例第28号）に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
- 市は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。
- 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

令：災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第347号）

法：災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

*1 ● 資料 4.2.1「筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例」

災害弔慰金

災害弔慰金	定義	災害によ罹災害を受けた当時、本市に住居を有する者が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例によ罹災害弔慰金を支給する。
	遺族の範囲	<p>災害弔慰金を支給する遺族の順位は、次に掲げる法第3条第2項の遺族の範囲とする。</p> <p>a. 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>b. 前述の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。</p> <p>次の順序</p> <ul style="list-style-type: none"> ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 <p>c. 前述の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母の父母を後にし、同順位の祖父母については養父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>d. 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情によりc.に掲げることが難しいときは、a.に掲げる遺族のうち、筑紫野市長（以下「市長」という。）が適当と認める者に支給することができる。</p> <p>e. 前述d.の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。</p>
	支給額	<p>a. 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とする。</p> <p>b. その他の場合にあっては250万円とする。</p> <p>ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。</p>
	死亡の推定	a. 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。
	支給の制限	<p>a. 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合</p> <p>b. 災害に際し、市長の避難に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合</p> <p>c. 市災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する場合</p>
	支給の手続	<p>a. 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。</p> <p>b. 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告または書類の提出を求めることができる。</p>

災害障害見舞金

災 害 障 害 見 舞 金	定 義	災害によ罹災害を受けた当時、本市に住居を有する者が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による災害で負傷し、または疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に下記に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という）に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例によ罹災害障害見舞金を支給する。
	支 給 額	a. 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疫病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 250万円とする。 b. その他の場合にあつては 125万円とする。
	障 害 の 程 度	a. 両眼が失明したもの b. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの c. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの d. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの e. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの f. 両上肢の用を全廃したもの g. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの h. 両下肢の用を全廃したもの i. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

災害援護資金

災 害 援 護 資 金	定 義	<p>市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。</p>
	支 給 額	<p>貸付限度額</p> <p>災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、下記に掲げるとおりとする。</p> <p>a. 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>①家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円</p> <p>②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円</p> <p>③住居が半壊した場合 270万円</p> <p>④住居が全壊した場合 350万円</p> <p>b. 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円</p> <p>②住居が半壊した場合 170万円</p> <p>③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円</p> <p>④住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円</p> <p>c. aの③またはbの②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。</p>
	償 還 期 間 等	<p>期間</p> <p>償還期間は10年、据置期間はそのうち3年 （令第7条第2項の括弧書の場合は、5年）</p> <p>利率</p> <p>据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年3パーセント</p> <p>償還等</p> <p>年賦償還または半年賦償還</p> <p>a. 償還方法は、元利均等償還の方法とする。但し、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>b. 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>

2. 災害見舞金等の支給【資料編 *2*3 参照】

(1) 災害見舞金

市は、「災害見舞金支給規程（昭和58年12月23日）」に基づき災害見舞金を支給する。災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害及び適用外災害（以下「災害」という。）の発生に際し、当該災害を被災した筑紫野市民（以下「被災者」という。）に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

災 害 見 舞 金	定義	本市に住居を有するものが災害により、次に定める被災が生じた場合に対して、見舞金を支給するものとする。	
	支給条件	ア.住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流失または床上浸水した場合 イ.重傷が出た場合 ウ.死亡または行方不明が出た場合	
	支給制限	ア.市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 28 号）が適用された場合 イ.被災者の故意による災害、重傷または死亡の場合	
見 舞 金 の 額	災 害 状 況	見 舞 金	
	a. 全壊、全焼または流失	1 世帯あたり	50,000円
	b. 半壊、半焼	1 世帯あたり	30,000円
	c. 床上浸水	1 世帯あたり	10,000円
	d. 重傷者	1 人 あたり	30,000円
e. 死亡または行方不明者	1 人 あたり	50,000円	
支 給 方 法	見舞金は、被災者の世帯主または被災者世帯の遺族に対して支給するものとする。ただし、遺族の支給順位は、市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定によるものとする。		

(2) 世帯更生資金

罹災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により自立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

(3) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

(4) 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

《生活保護法による扶助の種類》

ア. 生活扶助	エ. 医療扶助	キ. 葬祭扶助
イ. 住宅扶助	オ. 出産扶助	ク. 介護扶助
ウ. 教育扶助	カ. 生業扶助	

(5) 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたもので、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

*2 ● 資料 4.2.2 「生活福祉資金（世帯更生資金）貸付条件等一覧」

*3 ● 資料 4.2.3 「母子寡婦福祉貸付金の概要」

1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア. 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害
- イ. 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ウ. 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ. 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記の区域に隣接する市町村の区域に係る自然災害

2) 対象世帯と支給限度額

被災世帯となった世帯のうち次に該当する世帯主に対し、支給限度額を超えない額の被災者生活再建支援金を支給する。

《対象世帯数と支給限度額》

(全壊世帯)

	収入合計額	被災日における 世帯主の年齢等	支給限度額 (単位:万円)			
			生活関連経費		居住関係経費	
			複数世帯	単数世帯 (単身)	複数世帯	単数世帯 (単身)
①	500万円以下の 世帯	年齢制限なし	100	75	200	150
②	500万円超 700万円以下の 世帯	45歳以上の世帯 または要援護世帯	50	37.5	100	75
③	700万円超 800万円以下の 世帯	60歳以上の世帯 または要援護世帯	50	37.5	100	75

※大規模半壊世帯は別に有

3) 市の措置 (支給事務の委託)

県は、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるため、市はその事務の円滑な措置を行う。

第7項 罹災証明の発行

《 基本方針 》

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1. 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2. 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規程に基づき、消防長が行う。

3. 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長もしくは消防署長が罹災証明を発行する。但し、1世帯1枚の発行とする。

4. 被害家屋の判定基準（上記1.の（1）に係るもの）【計画編*4 参照】

罹災証明を発行するにあたって家屋の被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日 結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況をもとに行う。

5. 罹災証明書

罹災証明願いの提出及び、罹災証明書の発行は、次頁の様式に基づき必要な手続きを行う。

6. 被災届出証明書の発行

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、罹災証明の対象事項でない被害について、被災の届出があったことを証明する。

*4 資料 ● 第3章 第2節 第1項「被害の程度認定基準」参照

罹 災 証 明 申 請 書

筑紫野市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏名

窓口 に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所
	電話番号
	(ふりがな) 氏名
	申請者との関係

被災住家の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	備考
		世帯主	年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

罹災原因	年 月 日 の <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他() による
------	---

被災住家 [※] の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

(裏面に続く)

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
		世帯主	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の所在地	筑紫野市
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

筑紫野市長

被災届出証明書

申請日 年 月 日

申請者住所	
申請者氏名	

被害原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被害場所	筑紫野市
被害状況	

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

筑紫野市長

【注意事項】

- ・ この証明書は、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものであり、被災の状況の程度や被災した事実を証明するものではありません。
- ・ この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

罹災証明について

1. この証明は、災害救助の一環として、応急的、一次的な救済を目的として市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。
2. 「罹災程度」は、「家屋」を対象として、1棟毎に母屋で判定します。
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉等の外構はこの証明の対象となりません。非住家または動産が罹災した場合において必要があるときは、被災届出証明書で対応します。
3. 集合住宅等の場合、1棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によってはこの証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
4. 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（例：地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。
5. この証明は、災害発生後概ね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。この証明は原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。
6. 落雷の場合、他の自然災害と異なり、被害の状況が外観からは判断しにくいことや、落雷の発生日時や発生場所を特定し、その事実を把握することが困難なため、証明書の交付は行ないません。（※落雷による火災の場合は、消防署へ問い合わせください。）

第8項 住宅の確保

《 基本方針 》

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

1. 住宅の確保

(1) 住宅の確保

市は、損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金、または補修資金の融資を受けることができる。

1) 建設の場合

罹災直前の建物価格の5割以上の被害を受けた場合は、住宅金融支援機構が定めた融資限度額内で建設資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を受けることができる。

2) 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、「罹災証明書」を受けた場合は、住宅金融支援機構が定めた融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。（門や塀だけが破損した場合にも、融資が受けられる。）

また、補修に付随する住宅の移転については移転資金を、宅地が被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。

第3節 経済秩序安定計画

第1項 金融措置

第2項 流通機能の回復

第1項 金融措置

《 基本方針 》

災害により被害を受けた住民が、再起更生できるよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

1. 融資計画

(1) 市

1) 災害援護資金

市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯あたり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1を市に、無利子で貸し付けることとなっている。

災 害 援 護 資 金	対象災害	自然災害----都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	1) 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2) 家財等の損害 ア. 家財の1/3以上の損害 150万円 イ. 住居の半壊 170万円 ウ. 住居の全壊 250万円 エ. 住居の全体が滅失または流出 350万円 3) 1)と2)が重複した場合 ア. 1)と2)のア.の重複 250万円 イ. 1)と2)のイ.の重複 270万円 ウ. 1)と2)のウ.の重複 350万円 4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア. 2)のイ.の場合 250万円 イ. 2)のウ.の場合 350万円 ウ. 3)のイ.の場合 350万円		
	貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市民税における総所得金額)	
			1人	220万円
			2人	430万円
			3人	620万円
			4人	730万円
			5人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)			
償還期間	10年 (据置期間を含む)			
償還方法	年賦または半年賦			
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)			

2. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

(1) 農林漁業復興資金

- 1) 天災融資法に基づく災害資金の貸付
- 2) 農林漁業金融公庫の復旧資金の貸付

(2) 中小企業復興資金

被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

1) 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付

商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業者、中小企業等共同組合等で災害救助法が適用された地域内に事業所を有する者に対して、その再建資金を政令で定める日まで貸付ける場合においては、中小企業者一人について1,000万円(団体3,000万円)以内で、貸付ける。

- 2) 中小企業金融公庫の災害復旧資金貸付
 - ア. 融資対象等
福岡県内に事業所を有し、引き続き6か月以上同一業種の事業を営んでいる中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、または感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所または商工会（組合にあっては中央会）の確認を受けている者。
 - イ. 申込場所（予定）
 - a. 各商工会議所、商工会
 - b. 県中小企業団体中央会
- 3) 国民生活金融公庫の災害資金貸付
被災者に対して、必要であると認められた時は、次の措置をとることがある。
 - ア. 債務者に対して、償還期間を延長する。
 - イ. 新たに借り受ける時は、据置期間、償還期間を延長する。
 - ウ. 閣議決定により利率を引下げる。
- (3) 住宅復興資金
 - 1) 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付
 - 2) 住宅金融支援機構の一般個人住宅の災害特別貸付
- (4) 宅地防災工事資金
 - 1) 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

第2項 流通機能の回復

《 基本方針 》

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1. 商品の確保

市及び県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

2. 消費者情報の提供

市及び県は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

3. 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第4節 復興計画

第1項 復興計画

第1項 復興計画

《 基本方針 》

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止により快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、県、市及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。